

制定 平成30年9月28日
改正 令和 3年4月 1日
改正 令和 4年4月 1日
改正 令和 5年4月 1日

指定京町家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）に基づき指定した地区内に存する京町家並びに、個別に指定した京町家の保全及び継承を効果的に進めるため、指定京町家改修補助金（以下「京町家補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、京町家条例において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地区 京町家条例第16条第1項の規定により、指定する京町家保全重点取組地区（別に定めるものを除く。）をいう。
 - (2) 個別指定京町家 京町家条例第17条第1項の規定により、指定する重要京町家（別に定めるものを除く。）をいう。
 - (3) 指定京町家 指定地区内に存する京町家及び個別指定京町家をいう。
 - (4) 外部改修工事 屋根、外壁、格子を含む外部建具等の道路又は通路その他の公共の場所から見える部分（隣地に面する部分を除く。ただし、当該京町家と同一敷地内（独立した用途（離れ、蔵、庭等）を持つ空間に限る。）を介して見える部分はこの限りでない。）の改修工事で、別に定めるものをいう。
 - (5) 内部改修工事 内部の歴史的・伝統的な形態又は意匠を保全又は復原する工事で、別に定めるものをいう。
 - (6) 設備改修工事 給排水設備や衛生設備の配管及び電気設備の配線等の改修工事で、別に定めるものをいう。
 - (7) 補助事業 第7条第2項の規定に基づく通知（以下「交付決定通知書」という。）を受けて実施する工事をいう。

(補助対象京町家)

第3条 補助事業の対象となる京町家（当該京町家に附属する離れ、蔵、門又は塀を含むものとする。以下「補助対象京町家」という。）は、建築基準法の施行の際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物又は建築物の部分のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去に京町家補助金の交付を受けていない建築物であること。ただし、京町家補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象京町家について本市から同一年度内に類似の補助金の交付を受けない建築物であること。ただし、別に定める補助金については、この限りでない。
- (3) 京町家補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）に、現に着手している建築物でないこと。
- (4) 補助事業に内部改修工事を含む場合は、内部改修工事の補助事業を実施する箇所の一部又は全部について、補助事業完了後に、地域交流の拠点などの公的な利用又は建物内部の状況等について生活文化の発信コンテンツとして写真などの公開をする建築物であること。

（補助対象者）

第4条 京町家補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第6条第1項に規定する補助対象工事を行う者とする。

- 2 補助対象者は、補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介することについて了承しなければならない。
- 3 補助対象京町家が個別指定京町家である場合、補助対象者は、個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置することについて了承しなければならない。
- 4 前2項に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。ただし、補助対象者が補助対象京町家を購入しようとする場合は、この限りでない。
- 5 補助対象者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 京都市税の滞納のある者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等

（関係権利者の同意）

第5条 京町家補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象京町家の所有者以外の者である場合は、申請者は、補助事業の実施について、あらかじめ当該補助対象京町家の所有者の同意を得なければならない。

- 2 前項の場合であって、補助対象京町家の所有者が複数の場合は、共有者全員の同意を得なければならない。
- 3 申請者が当該京町家の所有者の一人である場合は、補助事業の実施について、あらかじめ他の所有者全員の同意を得なければならない。
- 4 補助対象京町家が賃貸物件である場合は、申請者は、補助事業の実施について、あらかじめ当該補助対象京町家の賃貸人及び賃借人全員の同意を得なければならない。
- 5 前各項の同意が得られない特別の事情がある場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、前各項の規定は適用しない。

（補助金の額）

第6条 京町家補助金の額は、次の表の左欄に掲げる指定京町家の区分に応じ、同表の中欄に定める補助対象工事を対象とし、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

指定京町家の区分	補助対象工事	京町家補助金の額
指定地区内に存する京町家	外部改修工事及び設備改修工事	補助対象工事に要する費用（以下「補助対象費用」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度額とする。ただし、設備改修工事は、外部改修工事と併せて行う又は過去に京町家補助金の交付を受けて外部改修工事を行った場合に限り補助対象とし、設備改修工事に要する費用は、外部改修工事に要する費用（制度開始以降の累計）以下とする。
個別指定京町家	外部改修工事、内部改修工事及び設備改修工事	補助対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、250万円（ただし、内部改修工事及び設備改修工事に要する費用はそれぞれ60万円を超えない額）を限度額とする。

- 2 前項に定める額は、一敷地内における、京町家補助金の限度額とする。
- 3 前項の規定に関わらず、建築物が長屋であって、補助事業の内容、関係権利者の状況及び京町家補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認める場合には、住戸ごとに第1項を適用して京町家補助金の額を算出することができるものとする。この場合、第1項中「限度額」とあるのは、「1住戸当たりの限度額」と読み替えるものとする。
- 4 京町家補助金の交付を過去に受けたことのある補助対象京町家にあつては、第1項の規定により算出した限度額から、過去に交付を受けた金額を差し引いた額を補助金の限度額とする。
- 5 過去10年以内に、公的機関から補助金その他の金銭給付（京町家補助金を含む。）を受けた箇所については、補助の対象外とする。
- 6 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。
(交付の申請)

第7条 申請者は、補助事業に着手しようとする日の14日前までに、補助金条例第9条に基づき、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 承諾書
 - (2) 付近見取図
 - (3) 補助金額算出書
 - (4) 補助事業に要する費用の見積書（以下「見積書」という。）
 - (5) 補助事業の計画図面（縮尺100分の1程度）
 - (6) 補助事業の着手前の状況を示す写真（補助対象京町家の全景写真、道路等広く一般公衆から見える部分の写真及び補助事業部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）
 - (7) 建築基準法施行以前に建築されたことを証する書面（指定地区に存する京町家に限る。）
 - (8) 京町家の都市生活の中から生み出された形態若しくは意匠を示す写真（指定地区に存する京町家に限る。）又は京町家条例第17条第3項に基づく個別指定京町家に指定されていることを証する書面等（個別指定京町家に限る。）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 提出された見積書について、本市において妥当性が確認できないものは補助対象としない。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき提出された交付申請書の内容が、第3条から前条までの規定に適合していると判断した場合は、補助金条例第10条の規定に基づき、交付予定額を決定し、補助金条例第12条第1項の規定に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 市長は、第1項の規定に基づき提出された交付申請書の内容が、第3条から前条までの規定に適合していないと判断した場合は、補助金条例第12条第2項の規定に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 5 申請者は、交付決定通知書を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）以後でなければ補助対象工事に着手してはならない。
（補助事業の履行期間及び履行期間の延長）
- 第8条 申請者は、交付決定通知書を受けた日の属する年度の3月15日（以下「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、第10条の規定に基づく実績報告を行わなければならない。
- 2 申請者は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合は、補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、事由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、前項の規定に関わらず、完了期限の交付決定通知書を受けた日の属する年度の翌年度の3月15日まで延長することができる。
（補助事業の内容変更、中止等の報告）
- 第9条 申請者は、補助事業の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更等報告書によりその旨を市長に報告し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。
- (1) 補助事業の一部を取り止める場合で、補助事業の変更前後において、外部改

修工事のみで京町家補助金の額の限度額に達することが明らかであるとき

(2) その他市長が認めるもの

2 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止報告書によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金条例第18条第1項の規定に基づく報告は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に行わなければならない。

(1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類

(2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等

(3) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真（補助事業部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）

(4) 前条第1項各号に規定する軽微な変更がある場合、それがわかる資料

(補助金の交付額の決定)

第11条 市長は、前条の規定に基づく実績報告があったときは、補助金条例第19条の規定により交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金条例第19条の規定に基づく通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に補助金請求書により京町家補助金の請求を行わなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

(1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明した場合

(2) 申請者が第8条第1項に規定する履行期限内（第8条第2項の規定により期限を延長した場合は、その期限内）に補助事業を完了しなかった場合、又は完了する見込みがない場合

(3) 申請者が第8条第2項又は第9条各項の規定に基づく報告を怠った場合

(4) 補助対象京町家について建築基準法の違反の事実が明らかとなった場合

(5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、京町家補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めた場合

2 申請者から第9条第2項の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の報告があったときは、交付の決定はなかったものとする。

3 補助事業完了後、10年以内に、補助対象京町家が除却された場合、補助事業を行った部分について著しい改修が行われた場合又は補助事業として外部改修工事を行った部分が道路若しくは通路その他の公共の場所から見えなくなった場合は、申請者は京町家補助金（加算金を含む場合がある。）を市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。